

たましんカードローン

(平成26年 4月 1日現在)

1. 商品名	たましんカードローン
2. ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ①当金庫の会員または会員資格を有する個人の方 ②ご契約時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方 ③安定継続した収入のある方（極度額50万円以下の場合はパート、アルバイト、主婦の方でも申込可能です。） ④（一社）しんきん保証基金の保証を受けられ、当金庫が適当と認めた方
3. ご融資資金の用途	お使いみちは自由としますが次のものは除かせていただきます。 ①現在お借入れの返済資金（保証会社の保証付き貸付金を除く） ②事業資金
4. ご融資極度額	10万円以上100万円以内（10万円単位）
5. ご融資期間	2年 ※ただし、契約日から2年目の応答月の末日から更に2年間延長できその後も同様の取扱とします。
6. ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます（付利単位100円）。なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。現在のご融資利率につきましては窓口でお問い合わせ下さい。
7. ご融資利率の優遇	「ジョイント倶楽部」契約事業所に勤務の方「代表者、役員、専従者、従業員（非正規雇用者を含みます）」の方は上記金利から1.0%優遇されます。さらに当金庫へ給与振込指定の方は0.5%優遇されます。
8. 利息計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に半年分を所定の利率により計算します。
9. ご返済方法	ご指定の預金口座にご希望の金額をキャッシュカードでお預入れまたは預金通帳へお預入れすることにより随時にご返済できます。
10. 保証人および担保	「（一社）しんきん保証基金」の保証制度をご利用いただきますので、原則として保証人・担保は必要ありません。
11. 手数料	不要

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に印紙代200円が必要になります。 ・たましんカードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、地銀、信組、農協、信託、第二地銀、労金など提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。 ・審査の結果、ご要望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。